

ヒアリング要旨

令和5年2月27日実施

条例、規則の公布手続きの不備に関する大槌町職員の不祥事に係る第三者委員会

対象者	質問のポイント	委員からの質問	回答
A			
	所属・経歴の確認	令和元年度までの所属は、総務課ですか。	総務課総務班です。
		総務課総務班の法規担当ですか。	はい。
		令和元年度以前から法規担当をされていたんですか。	平成27年度に総務課に異動になってきてから5年間担当をしていました。
	担当業務の確認	法規担当の具体的な業務は何ですか。	日常的には、各所属で起案・立案する例規の審査。町でも条例等の新規制定や一部改正を行うに当たっては様式等または一部のルールを定めているので、そのチェックと、業務を行う上で法的な疑義が生じた場合に相談等に応じるのが主な業務です。ただ、基本的には窓口となることが多く、例規等ではその事業者にアドバイスをもらったり、法的な疑義については弁護士の先生に内容、根拠等を各課からもらって、それを整理した上でつなぐという窓口的な業務が多かったと思います。
		条例、規則の公布に関する担当は法規担当でよろしいですか。	はい。
	交付手続の確認	条例や規則の公布に関して具体的な手続の流れを教えてください。	条例、規則については起案、決裁を得ますが、条例については議会の議決後、議決がなつた旨を町長まで供覧、決裁して期限内に公布を行う旨を公布分の作成と一緒に起案を作成し、決裁後に公布を行っていました。また、規則については各例規立案担当課の決裁を起案してもらい、それを合議で私がチェックを行い、その後、町長の決裁が完了した後、公布文等を役場の前にある公告掲示板に公布するという流れで公布を行っていました。
		町長から署名をもらったり公告板に実際に掲示をするのは法規担当の役目と理解してよろしいですか。	はい。
		条例であれ規則であれ規程であれ要綱であれ、掲示をすべきものは法規担当が掲示をしているし、必要な文書の起案や町長の署名を取りに行ったりするのも基本的には法規担当の役目ということですね。	起案と立案をするのは各課で、最後に町長印を押してもらって、それを掲示するのは法規担当が行っていました。
		法規担当の仕事に関して、班長や課長はどのように関与しているのですか。	実際の業務の中では、特に関与はしていません。
		法規担当は基本的に一人ですか。	私の担当の前も基本的に二人で例規の立案を見ることはあったようですが、基本的には一人で行っていると認識しています。
		Aさんが担当されていた令和元年度時は、法規担当は1名でしたか。	はい。
		条例や規則が正式な形で進んでいて、署名、掲示もされているかどうかのチェックを班長や課長はしないのですか。	もちろん各課で行う分にはチェックしていただいていたし、私も業務の進捗の流れは確認、打合せ等を行っていたつもりです。ただ、公布ということについては基本的にただ貼るという作業でしたので、改めて課長や班長に確認というのはなかった。唯一あるとすれば、公告掲示板の鍵を取る際に課長に「今から公布します」というのを一声かけて鍵を取ったりとかというのはあったので、そういうものの認識はあればあったのかなとは思っています。ただ、特別の関与というのはなかったと思います。

確かに貼るだけとはいっても、条例とか規則になってくるとそれなりに重みのあるものだと思いますので、法規担当がきちんとそういう手順を履践しているかどうかをチェックしているのかと思っていたが、実際には班長や課長が、チェック表のようなもので何かチェックをしていることは特になかったということですね。	チェック表とかそういうシステムのな部分はなかったです。
条例、規則が議決された場合、法規担当としてどのように処理することになりますか。	議会から議決になりましたと議長名で町長名にいただき、それを受けて供覧だったり決裁を回して、公布手続を日程に遅れないように意識しながら行っていました。
期限があるということに関して、班長や課長からこの日までに起案を上げてくれというところもなかったのですか。	ないというよりは、議会事務局といつ届くかを調整、確認しながら、来たらすぐ対応できるように準備をしていたので、課長たちから確認を受ける前に全部対応していたつもりです。来た当日に処理したり、遅くても翌日、2日ぐらいには対応、処理していました。
公布の掲示手続の際に、掲示板に貼りつけるまでの作業は1人でやっているんですか。それとも誰かに見せたりすることはあるんですか。	掲示については、完全に1人で行っていました。
課長の隣に掲示板の鍵があるということでしたが、それは課長が見ていたということではないのですか。	在席しているときは見ていたと思いますし、その際は掲示しますと言って鍵を取り、そのまま自分1人で貼っていました。
公布をします、掲示をしますということは一応挨拶のように話したということですね。	在席時はそうです。
たまたまいればということですね。	そうです。
そうすると、Aさんがやっているという認識は課長にはあったということですか。	あったと思っています。
掲示板の鍵というのは課長が管理しているのですか。	公印とかと同じ場所に保管していましたので、そうですね。
課長がいないときはどうしているのですか。	いないときは実際のところ普通に出して、私は掲示していました。
では管理者は一応課長だが、ほかの人も総務課内であれば開けたりできる状態だったということですか。	そうです。
条例に関しては議会から議決したというものが来るわけですよね。	はい。
そこからこれは町長の署名が必要だとなるわけですよね。	そうです。
町長室に1人で乗り込んで「町長、議決されたので、署名してください」という言い方をするんですか。あるいは誰かと一緒に行くんですか。	行くのは1人です。
1人で町長室に、「条例の公布の署名をお願いしにきました」みたいな感じで説明するわけですね。	その前に起案をして、条例を公布しますということで決裁を得てからです。
公布してよしいかという起案があるんですね。	そうです。議会の議決を得ましたので、公布してよしいかということで起案して、それを町長が押印した後に、私が全部印刷して、公布文を持って行って町長に署名してもらいます。
公布してよしいかというのは、起案者はAさんで、決裁者は誰ですか。	決裁者は町長です。
Aさん、班長、課長、副町長、町長という人が判こを押す感じですか。	そうです。
副町長もいっちゃうんですね。	副町長もそうです。
では5人ぐらいが公布してよしいかという起案に目を通しているわけですね。	「公布してよしいか」という文言そのものだったかは私も忘れていますが、
公布ということを知っているという起案ですよね。	そうです。公布をするということで、実際に公布するひな形も作って、そちらも一緒に回しています。

	担当課が起案するか総務課の法規担当が起案するかは別にして、最終的に町長が決裁するわけでしょうし、それから、町長以外の方々も決裁印を押すんですよね。	担当課だったり総務課だったり、そうですね。
	そうすると、そういうば最近条例、規則に関する決裁が全然来ないとなるとんじゃないかという気がするのですが、同じ思いですか。	そうです。
	規則も公布してよろしいかという起案で進むんですか。	それは条例だけで、規則以下だと公布してよろしいかは起案していません。
	規則の場合は、規則で町長が決裁しますよね。	そうです。
	署名まではどのようにやるんですか。	例規立案担当課が町長決裁までの文書を作ってもらい、決裁が終わったら完了したということで私が公布文を作って町長にお見せして、署名してもらっていました。
	公布してよろしいかという意思決定の起案はなしに規則の決裁を確認して、町長が決裁しました、署名ですという感じで単独でAさんがそれをやるわけですか。	そうですね。例規を制定してよろしいか、一部改正してよろしいかで決裁が下りたらということです。
	条例、規則以外の規程のようなものがありますね、告示するようなものとか。これは町長との関係は何かなかったんですか。手続を簡単に言ってください。	規則と全く同様な形です。告示文書も各立案担当課に起案してもらい、それを町長が決裁、制定してよろしいか、改正してよろしいかの決裁をもらった上で告示します。
	改正してよろしいかで町長が判こを押しますよね。	そうです。
	それは町長の署名は必要ありますか。	そちらは公印のみで署名は不要にしています。
	自分が町長の名前の印鑑を押したらそれで決裁になって、公布は町長とは全く関係ないところで事務的に町長の名前と、あと四角い公印を押して、それを掲示するということですね。	そうです。決裁が終わった段階で私が告示番号、訓令番号、の番号を作っていましたので、番号を付与して、それを各担当課に伝えて、それを入れた書類をもらって私が告示、掲示していました。
	手続の流れの確認ですが、条例は議会の議決があって、法規担当が公布していいですかと起案して、町長の決裁をもらって公布、掲示。規則は立案担当が起案して、町長の決裁を得て法規担当のところに来て公布、掲示ですね。	そうです。
	要綱とかについては、この規則と同じですね。	そうです。
	規則と要綱は同じ手続を踏んでいくのに要綱告示は適切にできていて、規則ができていないという違いが出たというか、手続が取られなかったのには何かこの2つで違いはあるんですか。	署名か公印を押すという行為で認識がずれてしまったのかなというところですね。
業務引継ぎについて	最初に法規担当になったときに、条例や規則の公布に関する手続に関して指導や、前任からの引継ぎはあったんですか。	ありました。条例や規則、また、要綱、告示文書等は告示をしなければならないという話は聞いていましたし、町で例規立案のフローを作成していて、決裁後は公布しなければならないという記載もしていましたので、認識はありました。
	公布手続の職務はどのようにして身につけていったのですか。	議会で議決になった後、自分で繰り返して習得していきました。
	法規担当のマニュアルみたいなものがある引継ぎを受けたりするものなのか、全く何もなかったところから、後は任せられたから関係例規を調べて身につけていくなさいというものなのか。	例規立案のフローというマニュアルはありました。各課に起案を決裁してもらって、それを総務課が公布、告示するという一連の流れの書類はありましたし、庁内共有システム等で周知して、各課職員に認識は持っていただいていたと思います。
	平成27年度からの担当ということですが、それより前に法規担当になったことがありましたか。	ありません。採用が25年2月で、最初は税務課に2年2か月ほどいて、それから総務に異動になりました。
	平成25年2月というのは、学校を卒業してすぐ就職ということですか。	民間に一度ということですね。

採用後にこういう条例や規則の公布に関する手続についてマニュアルだけではなく、研修とか、あるいは地方自治法に関する研修が実施されたことはありましたか。	新人職員の研修で、地方自治法の基本的な部分についてはあったと思いますが、特段公布手続に触れたものはなかったと記憶しています。
公布手続にピンポイントで焦点を当てたような研修ではないということですね。	特に研修の中で公布手続に触れたりとかではありません。
地方自治法において条例は公布が必要とか、公布というのはこの掲示板に貼るんだということというのは町の職員であれば皆さん知っているような常識に属するものなのか、ある程度こういう法規担当までやらないと知らないことなのかというと、どちらでしょうか。	職員も把握していると思っていました。それは国に出す文書とかもありますし、もしくは告示文書とかを添付して出すという場合もありますので、そうなる場合は各担当課に番号はどうなっているのと問合せを受けたり、番号は何番だっけという問合せはありましたが、そういう意味で職員等も認識は持っていると思っています。
令和元年度に担当が変わって、令和2年から新しい法規担当になりましたが、その年度替わりのところで引継ぎというのはありましたか。	行いました。
新しい法規担当にはどのような引継ぎを行ったんですか。	例規手続のフローがあり、その中で各課に条例とかは起案してもらい、公布、告示手続は総務課でやることになっているという話をして、町長に署名をもらって公布するという話をしましたが、公告掲示板の前まで行って案内まではしませんでした。
後任はBさんですか。	そうです。
彼は法規担当を前にやっていたんですね。	総務課にいたことは承知しておりましたが、法規担当ではなかったはずですよ。
具体的な引継ぎ内容として、業務フローやマニュアルのようなものを渡したりとかはあったんですか。	書類とまではいかなかったんですが、そういうフローがあるということを隣に座り、パソコンをいじりながら引き継ぎました。
法規担当という仕事の中では、条例や規則の公布手続というのは重要度は高い仕事になっているのか、それともどちらかというと形式的な、手続的なあまり重要度が高いというものではないところなのか、どちらですか。	重要度はもちろん高いと思っています。町長から署名をいただくということで、しっかり町長にも見てもらっていましたし、また、議会の議決ということで、間違えられない作業ですので、重要度をもって公布手続はしていたつもりです。
町長から署名をいただく仕事というのは、その町の職員としてもそれなりに重みのある仕事ですか。	そうです。
異動した後に後任のBさんからここがよく分からないというような問合せ、質問は受けたことがありましたか。	職務全体ということであれば何度か受けた記憶はあります。
そういうときに公布手続についての問合せを受けたという記憶はありますか。	手続に限ったものであれば受けていないと思います。
今回こういう問題が発生したということは当然御存じですね。	はい。
後任のBさんに引き継ぐ際には、文書に基づいて説明したのか、実際に動いて説明をしたのですか。	引継ぎ資料を作成した上で、一元管理できるようにフォルダーを1か所にまとめていたので、一回目は通しておくようにという話をしながら、重要な事項、フロー、ルールについて、重要なところは押さえて引き継いだつもりです。
公布に関しては期限があるということも伝えていましたか。	はい。
来る前から調整し、来たらすぐに対応することをBさんに説明はしていましたか。	議決、告示文書で、特に条例とかは期限が明記されているので、遅れないようにという話はしたつもりです。
Bさんは令和元年度は同じ課にいたけれども、別グループだったのですか。	総務班内で同じ班内にいました。
班内だけでも、違う仕事をしていたのですか。	そうです。違う事務に当たっていました。
Aさんは令和元年度終了後にどこに異動されたんですか。	財政課です。
異動は4月1日ですか。	そうです。

	引継ぎはいつやったのですか。	具体的な日にちは覚えてませんが、4月1日の内示が発表になってから徐々にです。1日ピンポイントで決めたというわけではありません。
	引継ぎは言ってみれば五月雨式にやって、1時間ぐらいつと集中して引継ぎをやったのではなく、何日間に分けてやったという感じですか。	実際の事務を執るときに教えながらという形でした。
	法令審査の引継ぎはどのようにして行ったのですか。	法令審査については、各課から立案して決裁という形で来るという話はしましたが、その中で地方自治法の話はしておりません。
	引継ぎされた人が自分で勉強するみたいない感じなんですか。	そういう認識です。
	引継ぎの際に、ここが掲示板だよとか、ここにこうやって画鋏を貼るんだよみたいな、そういう現場に行つての引継ぎをしましたか。	現場には行っていません。
	そうすると、公布というのはこうやるんだよということは引継ぎ項目の中に明示的に出てきたという認識でよろしいですか。	書面で起こしたというわけではありませんが、口頭では伝えています。
	例えばメモで公布のやり方を書いて、引継ぎ書の中には公布は掲示板に貼りつけるみたいなのが書いてあるのですか。	書いてはいません。
	口頭で公布というのがないと話したということですか。	話をしたのと、フローで伝えました。
	フローの中に公布はこうやると書いてあるんですね。	総務課が公布をする、告示手続をすると書いてありますが、実際にどこへ行つてどこに貼るということまでは書いていませんでした。
	現実に自分の動き方として、どこに行つて掲示板にこういう形で貼るとかということとは分からないかもしれない。	そこは口頭だけでお話ししました。
	発覚したときに、あのときあれだけ引継ぎをやつたのという気持ちはありましたか。つまり、言ったのに何で忘れたのかなという気持ちはありましたか。	何で忘れていたのかなとは思いました。
	あれだけ言ったのにという気持ちですか。	あれだけというか、引継ぎはしたのという思いです。
原因分析	約1年半にわたつて条例や規則の公布手続が抜け落ちてしまつていたということを知ったときに、まずどういった感想を持たれましたか。	職員が誰も本当に気づかなかつたのかなというのが疑問に思いました。
	職員というのは、Bさんだけでなく担当の班長とか課長、町長も含めてということですね。関係する人たちが1年半気がつかかなかつたのは何でかなという思いですか。	実際そうだったから、こういう事態になっているんですが。
	こういう問題が生じてしまった原因はどう思っていますか。	毎日そういう作業をする中で重要度が高いという認識が低くなつてしまつたのかなと感じます。町長から決裁をもらつたり議会の議決を得るほうが大事だという認識になっているので、その過程の中で認識が薄まってきたのかなと思います。
	再発防止策として、こう変えていくべきというものは何かありますか。	チェックシートや、ほかの職員が共有できる仕組みというのが一番大事だと思います。全部1人でやるような業務が増えてきているので、慣れとかではなくシステム的に共有してチェックできるような仕組みがあればいいと思います。
	Bさん以外に誰々さんだったら気づくのにとかという連想はしませんでしたか。課長あるいは班長が何で気づかなかつたのかという気持ちはありましたか。	班長、課長、町長を含め誰も気づかなかつたのかなという思いはありました。
	ちょっと意外というか、びっくりみたいな感じですか。	そうです。

	<p>今回の場合、条例、規則は公布していませんでしたが、規程以下の例規は公布していました。それは町長に署名を求めるといった手続が必要だったものと、規程のように必要でなかったものかで大きく分かれるのではないかと思いますので、原因は町長に署名を持っていくという作業があるかないかで今回の不備が起きたか起きないかにつながったと、外部から推測しているのですが、その考えについてはどう思いますか。</p>	<p>そこはあると思います。</p>
	<p>どうしてそこに違いが出てしまうのか、そこに違いが生じる原因はどこか感じるところはありますか。</p>	<p>町長印、公印を押すというのは重要な行為であるという認識はありますので、そこで署名をもらうというのはほかの事務だとめったにないことなので、その認識にずれが出て、そちらだけやっていなかったのかなと今ふと思いました。</p>
	<p>岩手県内の市町村でブロック会議みたいなのはありませんか。法規担当者課長会議とか、法規担当者会議とか、いわゆる岩手県内のブロックで同じような業務をやっている方々が集まって事例研究をしたり、法務についての会議はありませんか。</p>	<p>県内に法制執務とかの研修会があります。</p>
	<p>もちろん大槌町からも出るわけですね。</p>	<p>そうです。</p>
	<p>出るときは担当者のあなただけですか。課長とかも一緒に出るのですか。</p>	<p>担当者ということであれば、基本的に私1人で出ています。</p>
	<p>法規担当者の研修みたいなものは、例えばコロナとかで中止になってしまったという可能性もあるのですか。</p>	<p>あると思います。令和2年度だと中止・延期はもちろんあったと思います。私も令和2年度は、担当になった会議が流れたり、なくなったりはありました。オンライン会議が浸透したのは令和3年度になってからだと思います。</p>
	<p>過去に参加されたときには、そういう法規担当者の集まりというのはどのようなことをやるんですか。</p>	<p>段階にもよりますが、法制執務の初歩的な部分を学ぶ機会とかもありましたし、担当者研修会ということで、法制執務の新旧対照表の作り方とか簡単なところで研修を行ったと思います。</p>
	<p>そこには公布手続についても含まれているという理解でいいでしょうか。</p>	<p>なかったような気がします。</p>
業務体制について	<p>形式的なものとはいえ重要度が高い仕事なのに、実際には法規担当1人に任ざれてしまっている部分があるということですか。</p>	<p>組織の体制はあるが、複数いたほうがいいと担当していたときに思いました。重要度的に議会の議決、議会に出す書類でもあり、それを間違えると自分の責任だけになるという怖さがありました。</p>
	<p>担当が休みや急な体調不良で仕事ができない場合に、誰かがサポートするという体制はなかったんですか。</p>	<p>いや、あります。私も急遽来られないというときは班長や副担当にやってもらうということはありませんでした。</p>
	<p>ただ、班長や副担当が実際に主担当の仕事を適宜チェックしているという体制ではなかったということですか。</p>	<p>主担当が渡したものをチェックするというのがメインになっていたと思います。</p>
	<p>担当が休みの日に対応することには、何か取決めみたいなものはあったのですか。</p>	<p>事務分掌を決める上で副担当を置いていました。また、引き継いで休みをいただくということは徹底していました。急遽ということになれば、上司に対応してもらい、どうしても分からないところがあれば電話連絡で対応してました。</p>
	<p>令和元年度について、あなたが休暇を取ったときに代わりの仕事をやってもらったことはありましたか。</p>	<p>全く覚えていません。基本的にはやはり引継ぎというよりは、その日にやらなければならないものがないようには意識していましたが、そういう場合は単純に次の日でもいいかなというはありましたし、議会のときとかは休まないで仕事をしていました。</p>
	<p>ということは、代わりに誰かがAさんと同じような形で仕事をされた人はいなかったのですか。</p>	<p>いなかったと思います。</p>
	<p>班長とか課長がAさんになり代わってその仕事をしたことはないんじゃないかと。</p>	<p>例規の起案だったり、あと、公布手続というのも行ったことはないと思っております。</p>

B		
所属・経歴の確認	令和2年度から総務課総務班主事法規担当ですね。	間違いありません。
	法規担当の仕事は令和2年度が初めてだったんですか。	法制担当になったのは初めてです。
	法制担当じゃない副担当はやったことがあったんですか。	副担当になっている可能性はあります。ただ、副担当は当然正担当と別の者がやっていて、通例として班長がなるか、正担当ではないほかの職員がなるかなので、なっているかも分かりません。
	実際に令和2年度までは法規担当の仕事をしたことはなかったということですね。	起案とかはもちろん私のところにも回ってくるので、それは見ていましたが、なかったです。
	令和元年から総務課でしたか。	はい。
	その前はどんなお仕事をされていたんですか。	入庁当初は、総務課で広報をやっていました。その後、異動になって地域コミュニティの担当で、その後、環境整備課へ移動して災害公営住宅の入居の手続をやって、また総務課に戻ってきました。
	災害公営住宅からもう一回総務課に戻ってきて、法規担当になられたのはいつですか。	令和元年度に総務課には配属されて、元年度は広報担当で、Aから引き継いで2年度から法規担当になっています。
	令和元年の総務課時代のときに供覧で起案を見ていましたか。	見ています。それは間違いなく見えています。
	Aさんの作った起案も見ていましたか。	見ています。それは間違いなく判こも押しています。
	それを見ていたBさんは、その書面を見てこういう手続をやっているんだという認識はありましたか。	そこまでの認識はなく、書類が回ってきたから判こを押して次に回すみたいに、深く考えず、法規手続はこうなんだなみたいな思いでは書類を見ていませんでした。
担当業務の確認	法規担当のお仕事の内容説明をお願いします。	法規担当は令和2年度からやっていて、基本的には議会のときの条例が上がってくるので、そのチェックを行っています。内容まで全部を見るのが難しいので、新旧対照表の体裁とか、様式として適正かどうかを見えています。条例以外にも担当課から規則や要綱の起案が上がってきますので、それを見ながら、分かるところは自分で調べて、例えば過去にどういう条例を制定しているのか、どういう改正の仕方をしているのかを法規担当として見えています。
	当然条例や規則の公布の具体的な作業についても法規担当の職務に含まれているということでしょうか。	含まれています。
	条例、規則の公布に関する具体的な職務の流れとしては、過去にこの第三者委員会の中でも資料として提出していただいたものがあり、そこでは例えば条例は総務課の担当職員において公布文の起案を作成して、番号をつけた上で町長が署名する、規則に関しては、起案は担当課ですけれど、公布文等々を作成した上で町長が署名する、あとは規程、要綱、要領については署名はないという話でした。説明のとおりでしょうか。	間違いありません。
	公布手続に関しては、基本的には法規担当、すなわち令和2年度以降であればBさんが全て行っているということでしょうか。	間違いありません。
	それは1人でやっているんですか。	1人でやっています。
	業務体制について	総務課には、課長とか班長もいると思うんですが、この公布手続の仕事に関しては、班長や課長というほかの職員はどのように関わっているんですか。

逆に言うと、公布の手続そのものに関してはもうほぼ 1 人でやっていたということですか。	そうです。
公布手続に限らず、主事と班長の関係、これは上司と部下という捉え方でいいですか。	そうです。
そうすると、あなたの仕事ぶりについては一般的に監督していると捉えていいですか。	はい。
急に B さんがお休みになったとか法規担当が仕事ができないという場合に、その代わりの仕事を行うのも班長や課長ということになるんですか。	班長になると思います。令和 2 年度はほかにもう一人私の下にいたんですが、新採用で右も左も分からない状態なので、恐らく私が休めば班長がその作業とか事務をやると予想されます。
掲示板の鍵は総務課で管理ということですが、管理しているのはどなたですか。	課長の横のボックスに鍵が入っているので、公布文書が来たら、課長に一声かけたりかけなかったりして、鍵を取って貼り出していました。
このときに課長さんは鍵を持っていっているのは分かっていますよね。	多分鍵のことは分かっていると思います。鍵を取るか、その同じところに町長印もあるので、鍵を取るか町長印を押すか、どちらのことはしているんだろうなという認識はあると思います。
課長に一声かける際に、条例や規則の町長の署名が最近ないといった話もなかったですか。	なかったです。
副担当が B さんが休みのときに対応をしていることがあるという話ですが、令和 2 年度のときの副担当も公布について何かやってもらっていたということもないですか。	そのときの副担当は班長ではなく、令和 2 年度の体制が私と班長と新採用だったので、新採用を副担当にはしないはずなので、班長が副担当に入っていました。特にそういうお声がけみたいなのはありません。
令和 2 年度の条例、規則、要綱等掲示するものはいろいろあったと思いますが、公布の掲示に関しては全て B さんがやったのですか。	私がやりました。
B さんが休みで、副担当や別の方にやってもらったとかというのもないですか。	ないはずで、基本的には私がやっていました。
総務課の班構成は少し変わりましたか。	令和 2 年度から広報業務が外れました。
令和元年度は B さんは総務広報班となっていますが、その後、総務班に令和 2 年度以降はなっていますが、どうなったのですか。	
総務課の仕事から外れたんですか。	広報業務が令和 2 年度からほかの課に移っています。
そうすると、広聴的な班というのはなくなるわけですね。	そうです。総務班と名前が変わっています。
総務課の中には総務班以外に何かあるんですか。	職員情報班という職員の給料や福利厚生をつかさどる班があります。あとセキュリティとか情報システム関係です。
総務課は、令和 2 年度以降は総務班と職員情報班と 2 つですか。	2 つです。
班長も 2 人いるわけですね。	令和 2 年度は職員情報班の班長が不在だったので、その業務は総務班長と課長で振り分けてやっていたはずで。
令和 3 年度から職員情報班は班長が配属されたのですか。	そうです。
組織的にいうと、総務課長の下に職員情報班と総務班があって、その下に主事とかがいるんですね。	そうです。
令和元年度は A さんが法規担当をしますが、副担当は誰ですか。	私が班長のどちらかです。
令和 2 年度に B さんが法規担当になってからの副担当は誰ですか。	班長のはずです。
A さんの副担当は令和元年度も班長、令和 2 年度の B さんの副担当も班長ということで、班長は続けていたんですね。	令和元年度の A のときの副担当は私が班長です。

		令和元年度、Aさんの副担当がBさんということは、Aさんがやった条例などが議会から送付されてから、公布してよろしいかという起案はAさんがやったわけですが、それは見たことがあるわけですね。	もちろんそれはあります。
業務引継ぎについて		令和2年度から法規担当になったときに公布手続はどのように引き継いだのでしょうか。	引継書には明確には書かれていなかったと思います。恐らくAからは口頭で受けているはずなのですが、正直そこは覚えていません。
		例えば条例、規則はこういう手続を踏むとか、それに対して規程や要綱は公印が必要という違いがあると思うんですが、そういうことが文書としては渡されていないということになりますか。	引継書の中には特にそういう記述はありませんでした。日常業務でルーティンとしてやっている業務なので、そもそも引継書に載る事項なのかどうか明確じゃなかった。
		引継ぎに当たって、前任のAさんから起案についてはこういうデータがあるとか、こうして起案するとの説明はありましたか。	特にはなかったと思います。もしかしたら口頭で受けているのかもしれないんですが、少なくとも私は覚えていなくて、引継書にもこの起案はここにあるかということころまで書いていくとキリがなくなってしまうので、そこまで残っていません。ただ、口頭では言われているのかもしれないです。
		引継ぎで町長の署名について何か説明がありましたか。	特になかったです。公布手続のところで、規則と条例は署名が必要とは口頭でもありませんでした。私が覚えていないだけで、Aは言ったと覚えているかもしれません。
		引継書には公布の手続のことは書いていなかったという話でしたが、それとは別にマニュアルには書いてあるんですか。	マニュアルには書いています。
		公布というのは、例えば条例はこうやるとか、規則はこうかの記載があるのですか。	あります。
		ただ、それは十分に読み込んでいなかったということですか。	そうです。私が読み込んでいません。
		マニュアルは誰が作ったものかというのは分かるんですか。	震災以降は法務担当を県の方がやっていることが多かったので、県から取り寄せたものに町の積み上げをプラスして作ったものだと思います。。
		公布ということがよく分かっていなかったということですね。	規程とか規則は来たから貼っていたということだけで、条例、規則はとなると私は意識はしていなかったです。
原因分析		公布というものは、例えば条例に関しては地方自治法とかに規定があったりして、町長の署名が必要とか、議決してから何日以内に公布しなければいけないというルールがあると思いますが、それは常識的なものとして御存じだったのか、あるいは採用後の研修等で身につけるものなのか、どちらですか。	そういう研修はなかったような気がします。具体的な事務手続の研修はありませんでした。
		法規担当向けの研修はそもそもなかったということですか。	町ではやっていませんが、県が主催でやっている研修があるので、それに元年度は私は出ていて、そこでは触れたのかな。
		令和元年度には参加していたのですか。	いたかもしれないです。
		令和2年度以降はいかがですか。	令和元年度は私は法規担当ではないので、そこはまず出ていないはずですが。令和3年度は受けていて、令和2年度はちょっと確認させてください。受けているかもしれません。
		令和3年度はいつ頃の研修があったか。	公布手続の不備が判明してからなので、10月か12月頃だと思います。

<p>Bさんはこういった問題が起きるまで、すなわち令和3年9月まではそもそも条例はこういう手続が必要だとか、町長の署名が必要だとか、それから、公布という手続があって、掲示板に貼らなければいけないんだということは認識として抜け落ちてしまったのか、それとも常識としてある程度職員としては身につけている知識だったのか、どちらですか。</p>	<p>私は抜け落ちていたと思っています。この公布手続の不備が起きるまで、公布手続はこうだと職員全員が共有されているわけではないような気がします。公布手続はもちろん総務の責任でやることなので、組織全体として公布手続が共有されてはいないし、私もそこは抜け落ちていました。規程など担当課が判こを押してくるものは、担当課でその流れとしてできているので、町長印を押して総務課に持って行って、総務課の私が貼るというのが担当課のほうは把握していたので、そこは抜けなかったんですが、規則と条例で私が起案するところがそのままそっくり抜け落ちていました。</p>
<p>不備があるということに気がついたきっかけは何だったんですか。</p>	<p>町長から「最近署名していないな」ということがあって、そもそも署名とは何だというところから、法令を確認したらそうなっていたので、「これは！」となりました。</p>
<p>いつ頃ですか。</p>	<p>令和2年の9月定例会が終わったあたりです。</p>
<p>令和3年の9月下旬頃にそういう発言があって、それから慌てて関係する規則などを確認したという流れですか。</p>	<p>そうです。令和3年の9月定例会が終わってから「最近署名していないな」と町長から言われて、そもそも署名とはという話になって確認して、私が法規担当になってから署名して公布する手続が抜けていました。</p>
<p>そもそも職員として採用された後に、地方自治法に関する基本的な研修であるとか、あるいは職場で勉強しておいてという指示はないものなんですか。</p>	<p>研修等はありませんが、公布手続までは触れていません。契約の流れとか支出するための手順とかは研修としてやっていますが、公布手続のような研修内容はないと思います。</p>
<p>町長から「最近署名していないな」と言われるまでは、何かおかしいと感じたことも全然なかったということですか。</p>	<p>あまりなかったです。課内でこういう通知が議会からありましたということで供覧はしていて、特に何も言われなかったで、そのまま供覧だけしてその通知が終わっていたんですが、本来であればその通知をもって私が条例の公布の起案をやるべきだったので、町長から言われるまでは何とも思わず、「署名とは？」となってしまったと思っています。</p>
<p>規程とか要綱とか要領というのは、公布ができているという話になっています。担当課において文書を作成して、町長の公印をもらうところまで担当課がやるんですか。</p>	<p>基本的には担当課に町長印が配置されていますので、それを押したものが私のところに来て、掲示板の鍵が総務課で管理していますので、それを私が貼り出すという流れです。</p>
<p>そうすると、規程、要綱、要領に関しては出来上がったものを貼り出すのが仕事だったということですか。</p>	<p>そうです。</p>
<p>条例や規則に関しては通知が来て、条例に関しては議会からの通知が来て、規則に関しても担当課のほうからいろいろな書面が来るかと思いますが、それを課内で供覧をしているのですね。</p>	<p>しています。</p>
<p>供覧はしていたが、その後、貼り出すという行為まではしていなかったということですね。</p>	<p>私も今思えば何でと思うんですが、そこを結びつけられなかった。規則も結局担当課で起案したものがこちらに上がってくるので、ただ、もちろん署名という手続がありますので、それに私が署名する様式をつけて回してあげるべきだったんですが、そもそも規則はその起案もただチェックだけして終わりという処理にしていたので、そこは私が単純に結びつけられなかったと思っています。</p>
<p>この問題が発生した後に町長からその発言があって、まずあなたはいろいろ関係例規を調べたんですね。</p>	<p>そうです。まずは班長、課長に報告しました。</p>

<p>そのとき、班長、課長はどんな話をしていましたか。</p>	<p>最初は、班長、課長は「ああ、そうなんだ」ぐらいだったんですが、関係例規を調べて、効力を発生しないとなったときから、これは大きいことになるなということは認識されていたかと思います。</p>
<p>班長や課長には、町長からこんな話があったんですけれどということをまず言ったんですか。</p>	<p>町長から「署名されていないぞ」と言われたときに班長もいたので、「それ何だ」という話になり、関係例規を調べたら、効力を発生しないということがわかりました。</p>
<p>班長、課長も町長の署名が必要ということについて十分な認識がなかったのですか。</p>	<p>恐らくなかったんだと思います。町長が言っていなかったら、恐らくそのままだったのかなと思います。</p> <p>というのも、議会からの通知自体は供覧ですと令和2年度から回っていて、そこで何かこれは公布するんじゃないかみたいな一言もなかったので。</p> <p>公布の手續の起案はAさんがやっていたときは、ルーティンとしてただ回っていたといいますが、ルーティンの中に組み込まれていたもので、気づくのもまた難しかったのかなというのは思います。</p>
<p>令和元年から令和2年は、班長は変わっていませんし、課長も変わっていない。法規担当が変わったからといって班長、課長は変わっていないわけだから、何か前と違うくらいは気づくんじゃないかという気がするのですが、そういう話は全然なかったんですか。</p>	<p>それはありませんでした。あれば逆に私は何かをしていたはずですが。</p> <p>ただ、今までこんなことがなかったので、本当に意識の外というか、気づくのは難しかったのかなということ。</p> <p>言い訳がましくもなってしまうのですが、</p> <ul style="list-style-type: none"> ①町長秘書も産休で休んでいて、単純な1人減の状態だった ②総務課はもう一つ、職員の給料とかをつかさどる職員情報班があって、その班長も不在の状態 ③そのとき新型コロナの全世帯に10万円給付する事務も総務で受けることになってしまった <p>ということで、組織的にも安定していない時期だったとされていて、その中でルーティンが1個抜けたのを気づくのは難しかったとは思っています。</p>
<p>令和3年度になると、班長も課長も変わりますよね。変わった班長や課長さんから、「あれ、公布はこれでいいんだっけ」とかという話は一回もありませんでしたか。</p>	<p>なかったですね。お二人が総務にいたことは恐らくないはずなので。</p> <p>恐らく過去にも総務にいたことはないと認識しています。</p>
<p>Bさんの認識では、町長以外の関わっている人全てが公布という手續を十分に理解していなかったんじゃないかということですか。</p>	<p>前の班長と課長の2人は恐らく認識しているとは思いますが、多分抜け落ちると思っていないというか。</p>
<p>令和3年度のお二人に関してはどうですか。</p>	<p>恐らく認識されていないと思います。</p>
<p>どの辺にこの問題の原因があるとお感じですか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①1つは私が単純に業務を結びつけられなかった。規程とか要綱とかを貼り出しているなら規則とかも貼り出すべきだろうというのは当然まず気づくべきだったと思っています。 ②条例に関しても、引き継いだ時点でつづりをもう一回見直せば当然やっている手續とかも残っている、例えば条例の公布のほうとかはもう議会のつづりに条例を公布しますという起案が残って、決裁まで下りているので、そこを令和2年度に引き継いだときにそこまで見ずに議会対応をしまっていたというところだと思います。

		御自身の確認不足であるとかミスとおっしゃっていると思うんですが、例えば引継ぎに関する部分とか、あるいは上司との関係等について何か思うところがありますか。	議会からの通知は供覧していましたので、どこかの段階でお声がけいただければ対応できたのかなと思います。 ただ、人数が足りない中で2年度は回して、そのまま3年度に突入して、そうすると、1年間公布していなかったで、今度はそれが当たり前になってしまったというところは私にもあって、今までやっていたことを私が1年間で違う当たり前に塗り替えてしまったところがあるので、本当に最初のところで、一言何か気づきのアクションが組織の中であればもう少し対応が早かったかと思います。
		原因としてもその辺にありそうだし、再発防止策としてもその辺の改善ということになりますか。	はい。
	執務の実情	4回の定例会の後に送られてくるから、何回か見ていて、その見ていたことが自分が令和2年度で担当になってから見ていたつづりは忘れてしまいましたか。	つづりは見ていたのですが、議会を開会させるための事務が。
		議会の招集とか議会の開会手続とかですか。	そうです。書類準備も総務課でやるので、開会の準備のところまでのつづりは確かに確認していたのですが、公布手続は文書がまず議会から来ますとその後供覧だけで済ませてしまっていて、そのつづりを見返すということまではしていませんでした。
		議会から送付されてきました。供覧します。これは令和元年度もやっていたし、令和2年度以降も同じようにやっていたわけですね。	そうです。
		つづりは年度ごとですか。	年度ごとです。
		令和元年度の公布関係つづりみたいなのがあるんですね。	公布手続については、条例が議決された議会のつづりにつづっています。
		公布してよしいかというのどこにつづるんですか。	その議決された議会のつづりの中にあります。
		議会から送付された条例、こう議決したという連絡と、これを公布してよしいかという総務課が起案する文書は同じつづりになっているわけですね。	同じつづりに入ります。
		それを今度は令和2年度のつづりというのをもう一個作りましたよね。	そうです。
		厚さが少し違うじゃないですか。それは気づかなかったですか。	厚さは議案の本数によって変わるので、厚さがどうこうという不思議に思ったことはないです。
		公布してよしいかという起案文がないのは気づかなかったんですね。	文書が届いて、条例を議決しましたという文書が届いて、それを受付して、その文書のみで私が供覧して、それで町長まで行っていたので、そこまで見返すということではしていませんでした。
		職員の意識として、去年はどうやってやっていたのかもう一回見ようという意識があるのが一般的と思うんですけども、それはあまり認識なかったですか。	おっしゃるとおりですが、議会が終わった後のつづりは確認していませんでした。
		法規担当マニュアルというのができているみたいですね。	あります。
		それは引継ぎのときに渡してもらっているんじゃないですか。	データの格納場所は言われていたのかな。
	この法規担当マニュアルの中に、議会が議決したら公布するというのが書いてあるのですが、あまり言わなかったんですか。	そこまで読んでいないです。	
	法令、つまり条例とか規則などの法令は公布しなければ効力を発生しないという法令の基本中の基本なんですけど、このことは職員を長年やられていたBさんとして知らなかったんですか。	その認識はなかったです。	

公布しなければ効力が発生しないという大原則はちょっとおろそかになっていたということですか。	おろそかになっていました。
規程については担当課が規程の決裁を設けて、それで公布する紙に担当課が判こを押して、それを総務課に持ってきて、総務課がそれを貼り出すのですか。	担当課で判こを押したものを総務課のところに持ってきてもらって、私がそれを掲示板に貼り出します。
物理的にもらったら貼ると。決裁とか供覧というのはないわけですね。	ないです。
担当課としては規程を改正しまして、町長まで判こをもらいました。それを総務課へ持ってくるというのは、公布してくれということで公布する文書を作って持ってくるわけですね。	例えば規程とかを制定してよろしいかという起案文書は総務課にも回ってきます。
それが最終的に町長が判こを押すわけでしょう。	押します。
まず意思決定として規程が決定するということはそれで終わるわけですね。	終わります。
そこから規程を公布しなければならぬ、公布するという手続の意思決定というのはあるんですか。	規程とかはないです。
ということは、担当課は規程を制定したか、あるいは一部改正したか分からないけれども、最終的に意思決定で町長の判こをもらいましたと。それと別に何々規程を改正したので公布する、町長の印鑑というのもそれを持ってくるわけですね。違いますか。	違います。制定の起案がまず回ります。後は制定する文書と押印したものをこちらに持ってきて、こちらが貼り出します。
担当課が起案して町長まで意思決定して規程を作った。作ったら、それが担当課としてはそこで仕事のかなり重要なことは終わりましたよね。	はい。
制定されたので、これを公布しなきゃならないということは担当課は分かっているわけですね。	担当課にそこまでの意識があったかわかりません。
いや、違う。だって総務課に持ってくるということは担当課が公布しなければならないという意識があるから持ってくる。	そこはもちろん分かっています。
担当課の仕事として、規程を作ったという意思決定と、これを別な紙に公布として町長の印鑑をもらわなければいけないので、総務課に持っていかなければならないというのは分かっているわけですね。	制定の時点でもう町長印を押して、総務課に持ってきてしまっていたので、その公布するという意思決定の起案を担当課が作ることはなかったです。
担当課の仕事として、規程を改正したり制定したりするので判こをもらいます。それで仕事は終わるんですが、公布という手続は担当課が分かった上で町長の印鑑を持って、それを公布してくださいと総務課に持ってくるんじゃないですか。	町長印を押したものは総務課にもらいます。
それは公布してくださいということで持ってくるわけでしょう。	公布してくださいという起案みたいなのではなくて、要は制定の起案。
要綱は判こをべたべた貼って、町長まで入っている起案文の決裁したやつがありますね。	あります。
意思決定という仕事と公布する仕事というのは担当課が明確に分けて考えて、これは総務課に持って行って公布してもらわなければいけないんだという意識で持ってきているのと違うんですか。	規程とか要綱とかは貼り出すものだという認識は、担当課は持っていると思います。
それは掲示板に貼り出すということまで頭の中に入っているわけですね。	入っています。
それを基に担当課から総務課へ持ってきて、「総務課、お疲れ」とか言って自分で貼るわけですね。	そういうことです。

担当課が規程を改正したら、それを貼り出さなきゃいけないという意識があるとなれば、逆に言うと、あなたが総務課の担当になるまでの業務の際にそういった仕事は出くわさなかったんですか。	規程とか要綱を作るという仕事はやったことがなかったです。
規程を担当課が持ってきて、これを公布してくださいと言われて、分かりましたと言って、それを掲示板の鍵を開けて貼るわけですよね。	はい。
そのときに規程ばかり貼っているけれども、もっと大事な条例や規則は公布してなくていいのかなという疑問は浮かばなかったんですか。	思いませんでした。
言われたからやるみたいなきっかけがあったんですね。	文書が来たので貼り出すという作業になってしまっていて、そこを例えば規則とか条例に結びつけるということは私はできなかったです。
きっかけは町長の言葉で「最近署名していないな」ということがあったんですね。	はい。
それは誰に言ったのですか。	私と班長です。
班長とBさんと呼んで、「そういえば俺最近署名していないな」と言ったんですね。	そうですね。
そのときにBさんはどう思ったんですか。「ああ、そうだな」と思ったのですか。それとも、「署名って何だ」と思ったのですか。	「そうだな」とも思っていないで、そもそも「署名は何だ」。要は署名するという処理自体を私が全然認識していませんでした。
分からなかった、知らなかったわけですよね。	そうです。
町長が「最近署名していないな」ということの意味が分からなかったんですね。	そうですね。議会終わりだったので。
公布するためには署名が必要だというのがそのとき頭の中になかったから、「最近署名していないな」といったら、「何ですか、それ」ということになりますね。	そうです。
横にいた班長は去年もやっていた班長ですから、「署名していないな」と言われたら、「町長、それはそうだ」とそこでびっくりというか、失敗したと班長は思うはずだと思うのですが、そのあたりはどうでしたか。	そのときは班長が変わっているのです。
そうか。令和3年度に変わったから。	はい。
新しく変わった班長はどんな感じですか。	私より事態の大きさを気づくのが班長のほうが早かったとは思っているので、うっすらとは認識していたのではないかと思います。もしくは認識していなくても、公務員の一般常識としてすぐ結びつけられたのかなと思います。
議会から条例を可決したという通知が来ますね。この文書は「別添の条例を可決したので、公布手続をされたい」みたいなことは書いていないですか。「公布」という言葉はありませんか。	そこまでは書いていないです。議会から送付される文書は、「以下の条例について議決されましたので、通知します」までの認識です。
公布のことをにおわせるような表現はなかったわけですね。	通例として入っていません。

C		
所属・経歴の確認	令和元年から2年間総務課の総務班、令和元年は総務広聴班、令和2年度は総務班になっているんですね。	そうです。
	Cさんは平成30年から令和2年まで、総務班の班長をされていたことになるんですか。	そうですね。3年間になります。
	経歴の中で、過去に総務班の法規担当の仕事をしたことはありましたか。	なかったです。
	総務班の仕事自体は平成30年に初めてですか。	総務課の仕事自体は初めてになります。
	それまでは主にどの辺のお仕事をされていたのですか。	震災前は3つで、情報化推進室と、税務課、保健福祉課です。震災後は平成23年度から総務課に配属されるまでの6年間は復興局で復興に従事していました。
復興局という特別な部署がそのときに庁内にできていたということですか。	そうですね。	
担当業務の確認	総務班の班長、法規担当がどういう仕事をしているか教えてください。	基本的に条例、規則の制定や改廃及び加除に関する事で、あと公告、掲示板、告示板に掲示するという行為自体は私自身の認識では、もう大前提なので、条文の作成のほう的重要だという認識があります。新規制定の場合は事業者に見ていただくんですけども、改正の場合は入りませんので、こちらで独自に確認しなければなりませんので、法規事務といえばちゃんとした条文に新旧対照表とかがなっているかという部分が大事ですので、ほかの市町村と見比べたり、場合によっては県の総務学事課に問い合わせたりしながら確認するところがある部分だったと思います。
	今のお話は法規担当のお話と聞いたほうがいいのか、それとも班長さんの仕事として聞いたほうがいいのか。	法規担当としても主にはチェックの部分が大きいと思います。自ら制定することも多いんですが、各課から上がってくるものの最終的な確認が起案だったら回覧で回りますので、主に新旧対照のチェックというところが私の認識では業務としては割合が大きいかなと感じています。
	総務班には法規担当以外に何担当がいるんですか。	町長秘書がいて、総務班長は何か本当の意味での町長秘書といいますか、町の重要事項の特命案件とかを特化でやるという、非常に重要なポジションだと思っています。
	総務班の中に町長秘書と法規担当と生粋の総務担当というのがあるというイメージですか。	プラス令和元年度は広聴広報が組織再編されたので、広報がいたという形です。
	総務班の中で公布手続の部分については基本的に法規担当が担当する仕事という認識でよろしいでしょうか。	公布事務自体はそうなります。
	公布手続に関しては法規担当が担当するとして、班長として何か仕事として意識していることはありますか。	事務分掌として命じられているものではありませんし、私の前の担当は県職員で、この件に関する引継ぎもなかったのですが、基本的に法規担当が起案したり決裁用の回覧文書等の確認、チェックが班長としての役割とっておりました。
	実際に貼り出しがされているかどうか、町長が署名をしているかどうか、押印をしているかどうかというチェックをするということは基本的にはなかったのですか。	もともとそういうチェック体制は築かれていなかったです。また、議案関係は通常であれば年4回なので、数ある決裁の中で回ってくれば気づいたりはするかもしれませんが、今回は起案すらされていないからというので、起案されていないことまでは気づけなかったです。

		<p>総務班の中の法規担当が公布手続はほぼ単独で行っていて、そのほかの方々 は起案なり供覧とかがあったときに、それを見るぐらいであったというイメージで すか。</p> <p>法規担当の方の役職は主事で、主事と班長という役職の違いがあると思いま すが、これは上司と部下という位置づけでよろしいですか。</p> <p>総務班長の仕事は何ですか。</p> <p>法規担当の仕事は、各課が住民や事業者と問題があったりしたときの法的な 相談を受けるのかなと思うんですが、そういう仕事は結構ありますか。</p> <p>法規担当はありますか。</p> <p>法規担当の仕事のウエートについて、例えば各課からの法的な相談が5割と か、あるいはいろいろな条例などの審査が3割とか、そういう感じでいうとどうな りますか。</p>	<p>基本はほかの業務も各担当が1人でやっている。共同作業でやっているとい うのはほとんどないと思います。</p> <p>上司と部下でよろしいかと思えます。</p> <p>町長直下の特命業務と町長秘書業務と、議会対応です。議会対応は一般 質問とか、町長の行政報告とかです。あと、町長秘書の中でウエートを占めてい るのは町長の挨拶を私が考えていました。挨拶対応と、議会対応と、各所 属長、町長からの指示を各所属長に伝え、その進捗を管理し、それを取りまとめる という役割です。所属長とも結構やり取りがあります。</p> <p>班長はあまり受けなかったです。</p> <p>法規担当は受けていると思えます。</p> <p>法規担当も相当量の事務を持っています。法規担当も議会に関する準備が すごく多くて、彼自身もかなり大変だった。そもそも事務分掌内だけでも大変だ とは思いますが、法規担当の中でいうと、基本的に相談を受けるのと、それを チェックする業務が大半だったんじゃないかと思えます。</p>
	業務体制について	<p>例えば法規担当の職員が休んだりとか、あるいは法規担当が休養があり職務 をこなせない場合には、その代わりに班長が行うこともあるんですか。</p> <p>実際にこの令和元年まではAさんが法規担当で、令和2年以降はBさんが法 規担当なんです、この方々が急にお休みされたとか、急用でいなくなってしま って、公布手続であるとかそういった法規担当の職務を代わりに班長としてCさん が担当されたということはありませんか。</p> <p>総務班の班長としてCさんがいて、さらに課長もいましたが、この課長さんは総 務班の仕事あるいは法規担当の仕事に何か関わることはありましたか。</p> <p>総務班長になったとき、あるいはなつてから、公布手続に関して何か指示とか指 導を受けるということはありませんか。</p> <p>ある程度ルーティンの仕事という感じはしていますので、そのあたりはもう法規担 当に基本的に任せていたような感じですか。</p> <p>班長という立場で、今回の公布の流れ、町長の署名が必要とかの流れは認識 されていたということですか。</p> <p>どういう形で決裁を経て公布まで行く、掲示板に貼り出すまでの一連の流れに ついては把握はされていなかったか。</p> <p>起案がBさんによって、「あれ、そんな起案最近見ないな」という感じが はなかったんですか。</p> <p>Aさんのときは条例でこれは公布してという書面はどんな内容のものが回って いたかということ。</p>	<p>それに限らず、そういうことになるかと思えます。</p> <p>なかったですね。</p> <p>課長以上が専決権を持っていますので、最終的な決裁、それ以上は副町長、 町長と行きます。あと、告示板の鍵を課長が管理しています。</p> <p>上司から指示とか指導を受けるということは基本なかったですし、担当者からも なかった。こちらから聞くことはありますけれども。</p> <p>そういう状態にはなりません。</p> <p>前年度は回っていましたので、あるというのは分かっていましたが、深い意味で 残っていたわけではないので、気づけなかったと思います。</p> <p>把握はしていました。ほかの課から来ていたのは課長から鍵を借りて貼り出 していたので、まさか自分のところがやっていないという認識がそもそもなかったとい う前提がありました。</p> <p>決裁の件数も多いですし、なかったです。回ってきたものは見ますが、回って くるか来ないかの発信源のところは気づけないです。</p> <p>公布でよろしいかだったと思えます。</p>

	それがBさんのときには、そこがすっぽり抜けている。書類が足りていないという感じですか。	毎回記憶としてあるわけではなく、異動してきたときにどうい流れかを聞いて、そういう流れだという認識を持っていたということです。
	班長として法規担当に携わるのは、確認するということだけですか。	どこでどうい条例改正されているかは、そもそも上がってきて初めて分かるところがあるので、回ってきた分しか見ていなかったというのが実情です。
	町長とかから「署名最近していないね」みたいな話は班長にありませんでしたか。	私のときはなかったです。
原因分析	公布手続について条例は町長の署名が必要とか、あるいは規則はこういう手続が必要とか、そのほかに規程とか要綱とかについては教えてもらって身につけるものなのですか。	基本的に結構な割合で他課にいると条例、規則の改正に携わります。そのときにどうするかというのを総務課に聞きに行きます。本当にやり始めたのは震災後ですが、特に研修とかで実践していったというわけではなく、OJTです。
	割と公布手続に関する研修はないんですか。	特化したものはないですね。法規事務としての大きいくりは、いわゆる町村会の研修に法規担当は出ますが、公布事務という名前では特化した形ではないと思います。
	法規担当に新しくなった方は、こういう仕事をどうやって覚えるんでしょうか。	引継ぎと、5月ぐらいの研修で学びつつ、あとは引継ぎの中で聞きながら勉強していくような形になるうかと思ひます。
	引継ぎというのは前担当者新しい担当者の個別のやり取りになってしまうと思うのですが、そこに班長のような上司の方が一々入るといふことはないですか。	基本的には入らないです。よほどの案件じゃない限りは、そういったルーティンなところは入らないですね。
	法規担当者マニュアルみたいなものはあるんですか。	総務班のほうで全庁向けに年に一回通知しているはずで。法規手続をするときはこうしてくださいというフローとかがあつて、それがマニュアル的な部分になるうかと思ひます。
	令和元年度までの担当のAさんは特段問題なく処理をされていたようであり、その令和元年から令和2年にBさんへ変わるんですが、そこで何か仕事ぶりとか、あるいは決裁文書とか供覧文書が少し変わったとか、何か変化を感じることはありましたか。	背景を話させていただきたいと思ひています。 令和元年の班長の私とともに広聴班ということで合併してきてB君が広報をやっていました。そして、法規担当がA君で、秘書業務に女性正職員の4人体制、プラス臨時職員がいて、その島には合計で5名いました。秘書だった職員が出産のため令和元年度に産休に入り、代替の臨時職員を入れたのですが、業務が難しく、その年の3月末で退職したんです。本来であれば4人体制のところを3人体制で秘書の業務を私とB君で分けてやっていたんです。 令和2年に人事異動でA君が異動して、そこに当てられたのが新採用職員だったんです。新採用職員に法規事務をやらせることができないので、B君が法規をやつて、新人教育とともに広報の仕事を付きっきりでやっていたんです。秘書がいない中で新人が来たということだったので、非常に大変だったというのがありますし、加えてそこに特別定額給付金の10万円をやるよいうという指示が総務班のほうにあつたんです。ほかの市町村では福祉マターでやっているんですが、うちの福祉ができないということもあつたのと、総務省から来ている通知なので総務だということだったり、あとは昔リーマンショックの頃に定額給付金を国がやったことがあつたんですが、そのときに総務課が対応したという理由で、その状況に加えて10万円給付が来たんですよ。なので、もう非常に大変な状況でした。

	給付金の代わりに、会計年度職員の女性 4 名を採用したんですが、やっぱり臨時は臨時なので、産休で秘書がいない業務を私と B 君が受けていて、新採用、法規事務が変わって新人が来た上に給付金が来たので、かつ給付金は国や県も市町村に順位をつけて早くやれということでしたので、もうてんやわんやだったんです。なので、引継ぎもどうだったか。その中で迎えた 6 月定例会とかだったので、A 君にはこういう状態なので、ちょっと目をかけてくれ、一通り見てくれというお願いはしてはいたんですけども、私も目のかけ方とかまでは忙し過ぎて見れてはいませんでした。
一般論として、条例とか規則とかというのは公布という手続をしなければいけないとか、あるいは公布というのは具体的にはこういう掲示板に貼り出しをするというのは、ある程度常識として町の職員であれば分かっていることなのか、経験によっては分からない可能性もあるのか。	一応新採用職員研修では必ず出てきますが、あとは携わられなければそれきりですということです。
もしかするとそういう経歴によっては十分に把握をしていないこともあり得るんじゃないですか。	復興期間中はあまり研修もできなかった。人材育成が非常に課題になっているので、この件に限らずいろいろな問題が出てきています。もう復興が第一でしたので、なかなか。今震災前の職員は 50 人を切ったんです。そういった職員へ今後どうしていくのかというのが課題にはなっているんです。いわゆる公務員として常識的な部分をどれくらい認識しているかどうかは私も含めて、携わっていないと案外それきりで忘れてしまうと思ったりもします。
職員体制として、しかるべき経験を積んでいる方々が震災でいなくなってしまっている部分も背景としてはあるんじゃないかということですか。	復興期間中、延べ 1,000 人の派遣に来ていただいて、頼っていた部分が多かったと思います。それが昨年度の 3 月末をもって皆さん帰任されたんです。やっぱり抜けたところで粗が見え始めたというのは町としてあると思います。
C さんは令和 2 年度で担当が変わっておられますので、問題が発覚した令和 3 年 9 月のときには近くにいる耳にはしたかもしれませんが、この問題に関して何か対応を求められたり指示があったりということはなかったということですか。	そうです。
何かポイントになりそうな原因あるいは主たる原因として思っていることはありますか。	チェック体制という部分しかないと思います。
具体的には形式的ではあるけれども、貼り出しをされているかどうかの確認であったりとか、署名や押印をきちんと履践されていたかどうかの確認というところに穴があったんじゃないかということですか。	実際ほかの業務も含めて全部ができるかというところではあると思うんですけども、結果としてこうなった以上はやっぱりそこしかない。
再発防止に向けて考えていることはありますか。	チェック体制や、できるだけ班長職は自分の経験値が部下に対して生かせるような形が取ればと思っています。
人員配置の改善ということもありますか。	あるかもしれないです。
令和 2 年に、A さんに目をかけるようお願いしていたというのは、A さんが前年法規担当で総務課にいたからということですか。	そうです。
法規の部分で B さんの負担が大きい可能性もあるので、A さんにその部分を見てもらうという意図だったのですか。	議会の部分がとても重要だったので、一番は引き継いだ事項全般という意味もありましたが、議会が近づいたときには議会関係に目をかけてくれということはお願いました。
あなたに法規の部分をより気かけないということはあるのですか。	異動がある中で、法規だけというポイントの目線は私はなかったです。
コロナ給付金の仕事は誰がやっていたんですか。	私と B 君です。

令和2年度はコロナ給付金の仕事とか法規担当とはちょっと想定できないような仕事があって大変だったわけですね。	そうです。B君も法規担当になったばかりだったので。
あなたの前任者が県職員とおっしゃいましたね。	そうです。
県職員というのは岩手県庁から出向してCさんの担当の班長をやられていたわけですか。	復興期間中は私の総務班というポジションはずっと岩手県の職員がやっていました。
その方がやっていたときは、公布とか適切にやっていたわけでしょうか、Cさんが担当されたときも引継ぎがあったかどうか分かりませんが、少なくとも令和元年度はきちんとやられていたということですから、県職員がやったほうがよかったとかは全く関係ないですね。	結局県職員がやっていたときも令和元年度もA君がやっていたので、問題なかったということです。
総務広聴班の仕事ですね。Aさんもやっていたんですね。	やっていました。令和元年度は2人いましたので、A君とB君がいました。
令和2年はコロナの給付金。	給付金と、震災10年の花火です。この年、震災10年だったんです。前の年は130周年に当たって、次の年が震災10周年という私の引きの強さもあるんですけども。
令和3年度は何かあったんですか。	令和3年度に新採用の職員がいなくなったのは、広報が震災伝承推進班というところに移管されて、これで1人減になって元の3人に戻った。
令和元年、2年、3年で総務班の仕事が一番多かったのは、残業したりなんかが多かったのはいつなんですか。	一番多かったのは令和2年度の特別定額給付金だと思います。
Bさんの仕事ぶりの関係もあるかもしれませんが、コロナ給付金の仕事が法規あるいは総務班に来たので、仕事の掘り起こしとか確認作業に目が薄くなってしまったという感じですか。	B君は、広報の引継ぎを新人の教育をしながら付きっきり、毎月広報が出るので、毎月目をかけてあげなければいけないわけです。自分は法規担当としてA君から引継ぎを受けているので、法規担当以外の業務に本来の業務がある中で給付金が来たんです。町長の秘書がいないので、秘書の業務を主に私が受けましたが、B君も随行したりしていたので、残業も100時間を超えていたのと思うのでプレッシャーも大きかったです。
令和元年度は公布事務を適切にやっていたが、令和2年度が引継ぎとかがあったり、あるいはほかの仕事が大変だったりいろいろありますが、いずれにしろ担当者を直属の上司として見られていたのはCさんなわけですね。	そうですね。
上司が気づかなくてどうするんだみたいな批判があった場合にどう答えますか。	私が気づけなかったということと、言い訳になりますが、多忙を極めていて、班長というポジションで管理をしなければならぬのですが、班員より、全庁的にも相当多い業務量でプレーヤーとしての部分が大きく、この状況で管理までというのは私の能力ではできなかったということです。
Cさんとしては、この問題は何が問題だと思いましたか。	公布事務ですから、本当に基本中の基本の部分なので、そこはやっぱり……
条例や規則は公布しないと効力が発生しないという認識は当然前のことで、誰でも知っているという認識なんですか。	知ってはいましたし、もちろんそういう認識を持ってやっているものだと思っていました。貼るという行為は大前提であって、全部が全部貼っていなかったわけではなかったのが気づけなかった。課長と私が気づけなかったのはそこところはあるんですが、あと、年4回の議会の部分、何回か臨時会もあったりするんですけども、そこで上がってきたか上がってこないかという認識が持てていなかったのが、こうなっているんだと思います。

	<p>1人で黙々と仕事をするわけじゃなくて、「今日は公布しなきゃならない」とか「町長のところに署名をもらいに行きます」とか「掲示板に行きます」とか、そういう言い方というのは職員、総務課の課員の間で言ったりするんですか。</p>	<p>班内のコミュニケーションという意味では、仲のよさも含めて非常にいい状態です。「貼ってくるよ」とかというのは、わざわざ班内ではそういう会話はなかったと思うのですが、課長が鍵を管理しているので、課長には必ず貼ってきますということで鍵を借りに行っていたと思います。</p>
	<p>Cさんは班長で、町長に一番近い立場にいるわけですが、そのときに町長に例えばAさんが署名をもらいに行きますよね。次のBさんは署名をもらいに行っていないわけですよね。その辺の違いは分からなかったですか。</p>	<p>議会から来るというのは分かっているんですが、全体で埋もれてしまうといえますか、認識はなかったです。</p>
	<p>一般的に分かっていると思っていた部分もあったので、詳しいチェック体制までは取っていなかったし、全部貼っていなければ気づけたんだけど、要綱とかだけは貼られているものだから、それで気づけなかったところが後悔というか反省というか、そういうところですね。署名の話がもうちょっと早く出てくるとまた違ったかなというところですね。</p>	<p>何度思い返しても、そこだけに認識が回っていないと思います。</p>
	<p>今回のことで問題は強く認識されたと思うのですが、形式的なところですが、ここが非常に大きい意味合いがありますので、このチェック体制は作っていかざるを得ないんじゃないかなという気がしています。</p>	<p>本当に御迷惑をおかけしまして、本当に申し訳ございません。すみません、ありがとうございました。</p>